

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更案 に関する意見の募集（パブリックコメント）について

令和3年6月15日（火）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3条の規定に基づく鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更にあたり、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、令和3年6月15日（火）から7月14日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条に基づき、環境大臣が策定するもので、鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項や、都道府県が作成する鳥獣保護管理事業計画に関する事項を定めています。

令和2年5月に法の施行から5年が経過し、法の施行状況及び鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針の整理が必要であることから、基本指針の見直しについて令和2年10月19日に中央環境審議会に諮問し、同審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討が行われています。今般、委員会での検討を踏まえ、基本指針の変更案をとりまとめましたので、広く国民の皆様から御意見を募集します。

2. 意見募集対象

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）

3. 意見募集期間

令和3年6月15日（火）から令和3年7月14日（水）まで

4. 意見の提出方法

御意見のある方は、別紙「意見募集要項」に沿って郵送又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

【添付資料】

- ・鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）

- ・【意見募集要領】鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）に関する意見の募集（パブリックコメント）について
- ・（参考1）鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）（変更箇所表示）

【改正概要等の関連 WEB ページ】

○中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会
(<http://www.env.go.jp/council/12nature/yoshi12-04.html>)

○野生鳥獣の保護及び管理
(<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>)

【過去の報道発表資料】

- ・令和3年5月13日 中央環境審議会自然環境部会第19回鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について
- ・令和3年2月22日 中央環境審議会自然環境部会第18回鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について
- ・令和2年11月30日 中央環境審議会自然環境部会第17回鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通：03-5521-8285			
代表：03-3581-3351			
室長	川越	久史	(内線 6470)
室長補佐	村上	靖典	(内線 6675)
室長補佐	遠矢	駿一郎	(内線 6476)
担当	安藤	滉一	(内線 6478)